

浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、人権問題の早期解決を図るため、静岡県人権・地域改善推進会浜松支部(以下「支部」という。)が実施する事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、支部が実施する次の事業を交付の対象とする。

(1) 調査研究研修事業

人権問題の理解及び認識を深めるための調査研究及び研修

(2) 地域交流事業

福祉会館まつりなど地区相互間及び隣接地域等との交流を図るための事業

(対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

ただし、支部の運営にかかわる人件費及び交際費、食料費、慶弔費は補助の対象にしない。

(補助率及び交付額)

第4条 この補助金の交付額は、対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、次に定める書類を6月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 収支予算書の抄本

(3) 補助対象事業計画書

(4) 暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)

(交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更しようとするときは、速やかに次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付変更申請書(第4号様式)
- (2) 変更収支予算書の抄本
- (3) 補助対象事業変更計画書

(変更決定)

第8条 市長は、前条に定める変更申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 当該補助事業が完了したときは、次に定める書類を、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了報告書(第6号様式)
- (2) 収支決算(見込)書の抄本
- (3) 補助事業実施状況報告書

(交付確定)

第10条 市長は、前条に定める実績報告があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金確定通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

(請求の手続)

第11条 前条に定める通知があったときは、通知受領した日から10日以内に、請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払いの申請)

第12条 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金交付決定通知書または補助金交付変更決定通知書を受領した日から10日以内に、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金概算払い承認申請書(第9号様式)
- (2) 資金計画書

(概算払いの承認)

第13条 市長は、前条に定める概算払いの申請があった場合、その内容を審査し、適当と

認めるときは、補助金概算払い承認決定通知書(第10号様式)により申請者に通知する。

(概算払いの請求手続)

第14条 前条に定める通知があったときは、通知受領した日から概算払いを必要とする期日の30日前までに、請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者名 印

補助金交付申請書

下記のとおり平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金を交付されたく申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的・内容
- 2 補助事業の経費の配分・経費の使用方法
- 3 交付を受けようとする補助金の額
- 4 その他

添付書類 収支予算書の抄本・補助対象事業計画書

第2号様式

暴力団排除に関する誓約書

平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日申請のあった平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会
浜松支部事業費補助金として下記のとおり条件を付して補助する。

記

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別に定める様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 6 規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補

助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

- 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第4号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者名 印

補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付、浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金について、事業計画を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後に交付を受けようとする補助金の額及びその算出方法
- 4 その他

添付書類 変更収支予算書の抄本・補助対象事業変更計画書

第5号様式

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金交付変更決定通知書

平成 年 月 日付で変更申請のあった平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金について、平成 年 月 日付、浜松市指令第 号の交付決定を下記のとおり変更決定します。

記

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別に定める様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 6 規則に基づく市長の指示に従うこと。

- 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

報告者 所在地
名称
代表者名 印

補助事業完了報告書

平成 年 月 日付、浜松市指令 第 号に係る事業が、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 完了の年月日
- 2 事業の内容・成果
- 3 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金
- 4 補助金交付申請書と相違した場合はその理由
- 5 交付確定を受けたい額
- 6 その他

添付書類 収支決算(見込)書の抄本、補助事業実施状況報告書

請 求 書

金額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金

支払 方法	直接払	口座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	当座預金 普通預金	第 号
----------	-----	-----------	--------------------	----------------	--------------	----------

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

印

金額欄はゴム印又はタイプで記載してください。

請求番号

第9号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者名 印

補助金概算払い承認申請書

平成 年 月 日付、浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた平成 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金について、下記のとおり概算払い願いたく申請します。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払いを必要とする金額
- 3 概算払いを必要とする期日

平成 年 月 日

第10号様式

浜健福人第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金概算払い承認決定通知書

平成 年 月 日付、第 号により補助金概算払いの承認申請があった浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金について、下記のとおり概算払いすることを決定します。

記

1 承認の内容

(1) 金額 金 _____ 円

(2) 時期

2 交付の条件